

広島県告示第五百九十号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和二年五月二十六日から施行する。

令和二年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(略)			(略)		
一 使用料			一 使用料		
種 別	単 位	金 額	種 別	単 位	金 額
1 ナノフォーカスX線CT	一時間に つき	四 九〇〇円	一 集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡	一時間に つき	(略)
2 電界放射走査電子顕微鏡	〃	三、 五〇〇円	2 6	(略)	(略)
3 電界放射走査電子顕微鏡(付属ナノメカニカル装置を使用する場合)	〃	五、 一〇〇円	1 集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡	(略)	(略)
4 集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡	〃	(略)	2 6	(略)	(略)
5 9	(略)	(略)	2 6	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)	二 (略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	(略)	二 (略)	(略)	(略)